

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年1月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

河原町分流幹線（その1-2）公共下水道工事

(2) 工事概要

ア シールド工（泥土圧式シールド工法）

φ1,650ミリメートル L=2,589.0メートル

イ 円形管推進工（泥濃式推進工）

φ1,650ミリメートル L= 45.5メートル

ウ 人孔築造工

特殊人孔 1箇所

エ 付帯工 一式

(3) 工期

契約の日から平成24年3月15日まで

(4) 工事場所

京都市下京区御影堂町 他 地内

(5) 工事实施方法

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）による共同施工方式

(6) 本件入札は、総合評価方式により行います。その概要は下記 7 (1)から(3)までにおいて示します。

なお、詳細については、入札参加の申請時に交付する「河原町分流幹線（その 1－2）公共下水道工事落札者決定基準」（以下「落札基準」といいます。）において示します。

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第 2 7 条第 1 項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (4) 京都市上下水道局の平成 2 0 年度の競争入札有資格者名簿に「土木一式工事」の種目で登録されていること。
- (5) 共同企業体として下記 3 に定める条件を満たしていること。

3 共同企業体に関する事項

- (1) 共同企業体の構成員は、3 社とします。
- (2) 構成員の資格条件

ア 代表者となる構成員は、建設業法第 2 7 条の 2 3 の規定による最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（この入札の翌日において、当該審査基準日から 1 年 7 箇月を経過したものを除きます（以下「評価結果通知書」といいます。））の「土木一式工事」の種目の総合評定値が 1, 2 5 0 点以上であり、かつ、平成 5 年度以降に国内において単独若しくは共同企業体の代表

者又は出資比率が20パーセント以上の構成員として（いずれも元請に限ります。）口径1,350ミリメートル以上のシールド工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績を有する場合は、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限ります。

イ 代表者以外の構成員のうちの一者は、評価結果通知書の「土木一式工事」の種目の総合評定値が1,100点以上であること。

ウ イとは別の代表者以外の構成員は、本市の区域内に主たる事業所（本社等）があり、かつ、評価結果通知書の「土木一式工事」の種目の総合評定値が950点以上であること。

エ 建設業法の定めるところにより、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ア) 共同企業体の構成員にあつては監理技術者を専任で配置すること。

(イ) 代表者となる構成員の監理技術者については、平成5年度以降に、(2)アに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率が20パーセント以上の場合に限ります。）。

(3) 構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることができません。

(4) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とします。

(5) 共同企業体における出資比率

構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であることとします。

なお、出資比率の下限は、20パーセント以上とします。

(6) その他

共同企業体の入札参加の申出は、下記 6 (1)アの一般競争入札参加資格確認申請書の提出により行うものとします。

4 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員として次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成21年1月16日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」といいます。))を除きます。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付します。

なお、(1)の上下水道局ホームページからダウンロードすることもできます。

6 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。))を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記3(2)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成21年1月16日(金)まで(休日を除きます。))の

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）と
します。

イ 提出場所

上記5(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等の複写について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成21年1月22日（木）に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることにします。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

工事の設計書及び図面については、平成21年1月30日（金）までに別途指示する場所において有償にて配布しますので、入札参加資格通知書兼競争入札通知書を持参してください。この参加資格の確認の通知日から平成21年1月30日（金）までの期間に設計書及び図面を購入されなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができません。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者（上下水道局長）（以下同じ。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成21年1月27日（火）までに、上記5(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成21年1月29日（木）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

7 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行います。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について記載漏れのないように技術資料を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限 平成21年2月6日(金)午後5時

イ 提出場所 上記5(1)の場所

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング(以下「ヒアリング」といいます。)を実施することがあります。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じない場合は、入札参加資格を取り消すものとします。

(3) 技術資料の評価

入札参加申請の際に交付する落札基準の定めるところにより総合的に評価します。

なお、本件の共同企業体の代表者の配置予定技術者については、落札基準において、平成5年度以降に元請として受注し、技術資料提出の日までに完成済みの

国若しくは地方公共団体が発注した同種工事又は類似工事のいずれかに監理技術者として従事した実績を評価することとしています。この場合において、同種工事とは、2車線以上の道路で人家が連たんした市街地におけるシールド工法による下水道管布設工事で、急曲線施工（ $R \leq 60$ ）を含み、施工延長が2,000メートル以上のものとします。類似工事とは、人家が連たんした市街地におけるシールド工法による下水道管布設工事で、施工延長が1,000メートル以上のものとします。施工延長とは、下水管の布設延長を指し、工事区間の延長とは異なります。

8 入札書の提出期間、提出場所及び開札日時

(1) 提出期間

平成21年3月9日（月）、10日（火）及び11日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(2) 提出場所

上記5(1)の場所

(3) 開札日時

平成21年3月12日（木）午前10時

落札者には、電話により通知します。執行結果については掲示及び上下水道局ホームページに掲載します。

9 入札方法

(1) 入札は、原則として、上記8(1)の入札期間に、上記5(1)の場所に件名、開札日時及び会社名を記載した封筒に封入、封かんしたものを提出することにより実施するものとします。

(2) 入札者は、(1)により提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出してください。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とします。
- (4) 本件入札においては、低入札価格調査制度による入札を行いますので、入札者は入札書提出時に入札金額に対応する積算内訳書を提出するものとします。
- なお、積算内訳書には、工事件名及び工事場所、会社の住所又は所在地、商号又は名称、代表者又は受任者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印するとともに表紙を付けるか、会社名を記載した封筒に封入、封かんすることとします。
- (5) (4)の積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。
- (6) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとします。

10 落札者の決定方法

技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値（以下「総合評価点」といいます。）の最も高いものを落札者とします。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、同制度による調査を実施しますので、落札予定者は通知を受けた日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除きます。）の午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を上記5(1)の場所に提出することとし、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し競争入札参加停止措置を行います。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、そ

の者との契約を行わないことがあります。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、京都市上下水道局総務部用度課において掲示しています。

なお、最も高い総合評価点を得たものが2者以上ある場合は、入札価格がより低い者を落札者とします。この場合において、入札価格が同額である者が複数あるときは、入札価格が同額である者の中から抽選により落札者を決定します。

11 入札の無効

(1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とします。

(2) 上記7(1)の技術資料について、落札基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行います。

12 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 要

(5) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)